

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイトの掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届出た看護師等(准看護師)がオンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用し訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所に掲示をしている。2の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し活用して訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3の事項について、ウェブサイトに掲載している。

2025 年2月1日
こころ訪問看護ステーション
管理者 三田 幸絵